

理事長専決規程

第1条 理事会は、定款第21条ただし書きおよび規約第19条第2項ならびに会計細則第8条第4項ただし書きの規定に基づき、次に掲げる事項を理事長の専決に委任することができる。ただし、異例に属するものはこの限りではない。

- (1) 予算に定められた予定価格一件8,000万円未満の工事の入札・契約ならびに施行に関すること
ただし、工事の入札は、事業係担当理事の立会いのもとに行うものとする
- (2) 予定価格一件1,000万円未満の工事用材料の購入に関すること
ただし、鋼矢板に限り限度額を2,000万円とすることができる
- (3) 予定価格一件500万円未満の物品の購入および修繕に関すること
- (4) 予定価格一件1,000万円未満の施設の修繕に関すること
- (5) 予定価格一件30万円未満の廃品の処分に関すること
- (6) 役職員に管外出張を命ずること
- (7) 文書の受理・整理および保管ならびに財産の保全、金銭出納の保管に関すること
- (8) 規約第28条において定められた職員（事務局長・参事を除く）および再雇用職員・嘱託員の雇用ならびに職場・職種の変更に関すること
- (9) 予算に定められた限度額以内における借入金に関すること
- (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）・土地改良施行令（昭和24年政令第295号）・土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）・大阪府土地改良法施行細則（昭和40年大阪府規則第66号）および大阪府耕地事業補助金交付要綱に規定された申請・届出・通知・報告および公示に関すること
- (11) 規約第62条および地区除外等処理規程に基づく意見書・受理書ならびに維持管理計画書に基づく証明書・同意書を交付すること
- (12) 予算に定められた賦課金および夫役現品の賦課徴収に関すること
- (13) 維持管理計画書に定められた施設の維持管理に関すること
- (14) 会計細則第8条第4項第2号に規定する目または節相互間の予算流用および第3号予備費の充用で急施かつ10万円未満のもの
- (15) その他軽易な事項

第2条 前条に掲げる事項の外、特に急施を要するときは、理事長の専決に委ねることができる。

ただし、この場合には速やかに理事会に報告し、承認を求めなければならない。

第3条 理事長は、この権限に属する事務のうち軽易な事務については、その範囲を別に定め、これを事務局長の専決に委ねることができる。

附 則

1. この規程は、昭和26年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和41年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和43年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この規程は、昭和46年 9月 1日より適用する。
2. 従前の理事長専決規程は昭和46年8月31日づけをもって廃止する。

附 則

1. この変更規程は、昭和52年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和56年 4月 1日より施行する。

(理事長専決規程)

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 6年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、大阪府の認可の日より施行する。(令和元年6月11日認可
大阪府指令農整第1281号)

2. ただし、規約の変更については、平成31年4月1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。